

平成28年度事業計画書

基本方針

人種、国籍、文化の違いを認め、尊重し、互いに支え合う多文化共生の社会づくりを実現するため、県民の国際理解と地域の活性化を図り、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与するための諸事業を展開していく。28年度は、昨年度実施した「多文化共生のまちづくり推進事業」のステップアップとして「多文化共生ネットワーク構築事業」に取り組み、関係機関と連携しながら在住外国人との意見交換の場としての多文化共生ネットワーク会議（仮称）や、多文化共生の推進に資する協働事業を県内三地域で実施するほか、在住外国人の言葉の支援のための専門通訳ボランティアの派遣や育成など、各種事業に積極的に取り組んでいくこととする。

法人管理においては、評議員会、理事会の運営を適正に行い、公益認定法人として法令を遵守し、役職員一体となって定款と内部規程に沿った業務執行体制の整備と強化に努める。

＜公益目的事業1＞

地域の国際交流と多文化共生推進事業

(1)地域の国際交流推進

ア 多言語情報発信

① ホームページの運営（県補助事業 1/2）

財団の事業やサービスを広く紹介したり、地域の国際交流・協力活動についての関心を高めるための情報提供、情報交換の場としての機能の充実をはかるとともに、多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすいホームページとするため、構成の見直しなど内容の充実を図っていく。

② 多言語メールマガジンの配信（県補助事業 1/2）

国際交流に関するイベント情報や生活情報を掲載するメールマガジン「TIM」をPC向けに日本語で配信するほか、外国語版「Torimo」（英語、中国語、タガログ語）については携帯電話向けに配信する。また、平時より防災に対する意識啓発となるような記事を定期的に配信する。

③ 機関紙の発行（県補助事業 1/2）

財団の事業や、地域の国際交流事業等の情報を提供する機関紙「とっとり国際通信」を発行する。年4回・A4 一部カラー刷 12 ページ 各号 2,000 部 一部記事については英語・中国語でも表記

イ ボランティア活動の推進と活性化

① ボランティア登録制度の運営（自主事業）

通訳、翻訳、日本語学習支援、交流活動、ホストファミリー等のボランティア登録制度を運営し、公的機関や民間団体等の要請に応じて紹介することにより、県民のボランティア活動を推進する。

② ホームステイ活性化プログラムの実施（県補助事業 1/2）

民間団体等が実施するホームステイ受入事業と連携しながら、ホームステイを通じた地域

の国際理解と活性化を促すため、受け入れに役立つホームステイの心得やマナー・言語知識・相手国の文化事情等の情報を提供する出前講座、保険の加入や活動費の支援などを行う。

③ 団体等との連携（自主事業）

県内に拠点を置く国際交流・協力団体や市町村担当者と、地域の国際交流の推進と活性化のために連携して活動していくための連絡調整や情報交換を行う。また、情報共有のための意見交換会（連絡会議）を行うとともに、鳥取大学・鳥取市国際交流プラザと連携して来日間もない留学生を対象にしたオリエンテーションを実施する。また、先進的な取り組みを学び財団の事業に反映させていくための地域国際化協会連絡協議会等における研修会や意見交換会への参加、地域への貢献、外国人コミュニティとの連携などにも積極的に取り組んでいく。

ウ 県民の国際理解推進

① ワールドアラカルトの実施（県補助事業 1/2）

鳥取空港「空の日」のイベント（9月20日前後）にあわせて、多様な文化への理解を深めるワークショップ、民族衣装の展示や試着など国際色あふれる交流の場を提供する。

② 子どものための異文化理解体験講座の実施（県補助事業 1/2）

小学生を対象に、外国人講師との多言語による歌やダンス、遊びやゲームの体験によりさまざまな国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を、学校に直接出向く出張型で実施する。

③ 国際交流フェスティバルの実施（県補助事業 1/2）

多文化共生社会の実現に向けて、誰でも気軽に交流ができる機会を広く提供するとともに県民と在住外国出身者との協働による異文化理解の促進を目指して、県内三地区で国際交流フェスティバルを実施する。（東部12月、中部11月、西部9月を予定）

④ 「話してみよう韓国語」鳥取大会の開催（県委託事業）

県からの委託を受けて、鳥取県とつながりの深い韓国を理解するために効果的である韓国語学習の支援と普及を目的に、その成果を発表する大会（第12回）を運営する。

（平成29年1月14日 米子コンベンションセンター小ホールにて開催予定）

⑤ 多文化共生出前講座の実施（県補助事業 1/2）

公的機関や民間団体などが主体となって実施される研修会等に講師を派遣し、多文化共生社会の実現に向けて広く意識啓発を図る出前講座を実施する。

⑥ 米国バーモント州との青少年交流促進事業の実施（県補助事業 10/10）

国際的視野をもった青少年の育成を図るとともに、鳥取県と米国バーモント州とのさらなる交流を促進するため、県内の高校生等をバーモント州に派遣する。派遣中はホームステイを通じて生きた英語に触れながら文化や生活習慣を学び、現地の高校生と共に環境学習や米国の学校生活を体験するなどの交流を行う。また、同州の高校生を県内に受け入れ、鳥取県の自然・歴史・文化などの体験プログラム、ホームステイ、高校の授業参加などを通じた相互交流事業を展開する。（受入：4月17日～25日、派遣：10月下旬を予定）

- ⑦ 多文化共生ネットワーク構築事業【継続】（県補助事業 1/2・なお、（一財）自治体国際化協会（CLAIR/クリア）多文化共生のまちづくり促進事業助成事業申請中）

県内の在住外国人の定住化が進む中で、多様な文化を持つ人々が尊重し合いながら生活していく地域づくりに向けて、行政・教育・民間団体と連携しながら、在住外国人との意見交換の場として「多文化共生ネットワーク会議（仮称）」を運営し、多文化共生の推進に資する協働事業を県内三地域で実施する。

エ 私費留学生奨学金の支給（県補助事業 10/10）

- ① 県内の高等教育機関に在籍する私費留学生（11名分）に対し、月額2万円の奨学金を支給し勉学生活を支援する。なお、奨学生には「国際交流活動ボランティア」として当財団や地域の国際交流活動への貢献を促す。
- ② 26年度に新設した「環日本海交流地域私費外国人留学生奨学金制度」枠（4名分）を引き続き運営し、一般奨学生と同様に月額2万円の奨学金を支給することで、環日本海交流地域との交流の牽引役として協力を期待し、地域の国際交流事業への積極的な参画を促していく。

オ 交流拠点の運営（本所：県委託事業、倉吉・米子事務所：県補助事業 10/10）

全県的な国際化推進のため、本所（県からの委託を受けて鳥取県国際交流センターを管理運営）、倉吉事務所及び米子事務所を運営し、国際交流、国際協力の拠点としての機能充実を図り、関連図書や外国語学習教材、日本語教材、外国語の新聞・雑誌、民族衣装等を整備し、利用者の閲覧及び貸出に供する。また、本所においては、毎月第2日曜日の午後に行行政書士による在留資格相談日を設ける。

(2) 多文化共生推進

ア コミュニケーション支援

- ① 専門通訳ボランティアの派遣【拡充】（県補助事業 1/2）

関係機関または外国出身者からの要請に応じて、登録している医療通訳ボランティアを医療及び保健機関等に派遣し、また同じく登録しているコミュニティ通訳ボランティアを保育園・幼稚園や学校、福祉等の行政窓口派遣し、医療や適切な制度説明等に必要な言葉の支援を行う。なお、派遣要請件数の増加に対応するために予算を拡充して措置する。

- ② 国際交流コーディネーターの配置（県補助事業 10/10）

外国出身者の日常生活における言語及び文化の違いによる障壁をできるだけ低くするべく、英語圏及び中国語圏出身の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等により、さらにトリオフオン（三者通話機能）も活用して母国語で困りごと等の相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関等への橋渡しを行う。また、ホームページやメールマガジン、機関紙といった情報ツールによる発信情報等の翻訳、国際理解を促す財団事業の企画、運営のほか学校や地域の要請に応じた国際理解講座の講師をつとめるなど地域の国際交流事業にも積極的に参画していく。（英語圏出身1名、中国語圏出身3名）

- ③ 日本語クラスの運営（県補助事業 1/2）

外国出身者が日常生活のうえで必要最低限のコミュニケーション能力を身につけ、自立した生活をおくる一助となるよう、専任講師とボランティアによるクラス形式の日本語教室を

運営する。

＜東部：日曜日 ゼロクラス・基礎クラス①②・初級クラス（会話クラス・生活漢字クラス）・中級クラス・子ども日本語コース＞

＜中部：水曜日 基礎クラス、日曜日 基礎クラス、応用・漢字クラス＞

＜西部：日曜日 ゼロクラス、基礎クラス、初級クラス＞

④ 防災・災害時支援事業の実施（県補助事業 1/2）

大規模災害時に、災害弱者となりやすい外国出身者の不安を取り除き、外国人が防災についての知識を得たり、実際に体験してみることでいざというときに備える意識を醸成するため、日本語クラスなどを利用して防災学習を実施する。また、地域国際化協会各地域ブロックにおいても、引き続き広域災害時における連携・支援体制の検討のためのシミュレーションや研修を進めていく。

イ 人材の育成

① 専門通訳ボランティア育成事業の実施【拡充】（県補助事業 1/2）

専門知識、対人援助能力などを学んだ医療及びコミュニティ通訳ボランティアの更なる資質向上を目指したフォローアップ講座を開催する。また、登録者の自発的な活動を促進にも重点を置き、勉強会や意見交換会等の側面的な支援を県内三地域で実施する。

② 日本語講師・ボランティア養成講座の実施（県補助事業 1/2）

日本語クラス講師・パートナー、日本語ボランティアなど県内在住外国出身者の日本語学習支援に関わる人材のブラッシュアップ講座や、これからの活動に意欲のある人を対象にした研修会を、県内三地域の実状にあわせたかたちで実施するほか、登録者の自発的活動を促進するため勉強会や意見交換会等の側面的な支援を行う。

＜公益目的事業2＞

海外移住・海外技術協力支援事業

(1) 県費留学生・研修員等の受入（県委託事業）

鳥取県と関係の深い国々の将来を担う青年を招き、必要な技術を習得、研究することで母国の発展に大きく寄与する人材となるよう養成し、併せて県民との友好親善の担い手となることを目的に、県からの委託を受けて、県内で技術研修を行う研修員等の受入業務を行う。

① 韓国江原道相互派遣研修生受入事業

② ブラジル交流促進事業（県費留学生、海外技術研修員）

③ 自治体職員協力交流研修員受入事業（中国吉林省、ジャマイカ・ウエストモアランド県）

<公益目的事業3>

山陰・夢みなと博覧会記念基金活用事業

(1) 基金による助成

県民参加型の地域の国際化に資する交流事業を支援するための助成制度を運営する。

ア 海外教育旅行に対する助成

本県の将来を担う児童・生徒の国際性豊かな資質の醸成と、山陰唯一の国際定期便である米子ソウル便及び環日本海定期貨客船の利用促進に資するものとして、県内の小・中学校、高等学校等が実施する海外への教育旅行に対し、経費の一部を助成する。(パスポート(5年)相当分の半額として5,500円を全員に交付。ただし、米子-ソウル便及び環日本海定期貨客船を利用した場合には、1万円を上乗せして交付。)

イ 民間国際交流・協力事業に対する助成

県内に拠点をおく民間交流団体等が実施する県民参加型の地域の国際化に資する国際交流・協力事業に対し、事業にかかる直接的な経費を同一年度内に一団体あたり合計で300万円(青少年事業を含む場合は500万円)を上限に助成する。25年2月より、米子ソウル便及び環日本海定期貨客船の利用による渡航費の補助率アップ(2分の1→3分の2)とパスポート取得支援(1人あたり5,000円)に取り組んでおり、一層の利用促進を図る。

なお、28年度事業から、公的助成(国または地方公共団体)との併用については、当該補助金を事業費から控除した後の額を助成対象事業費とするほか、継続事業において連続して5回を経過したものについては、全体(助成対象者数)の参加者が20名以上の事業に限りさらなる事業の発展を期待して新規の参加者数を全体(助成対象者数)の3分の1(従前2分の1)以上に緩和する。

※平成27～30年度の山陰・夢みなと博覧会記念基金活用事業の資金計画

(単位：千円)

		H27(決算見込額)	H28	H29	H30
		取崩可能な資産 60,000			
財源	取崩額	15,000	15,000 △7,341 7,341 7,086	15,000 △7,086 14,172	15,000 △14,172
	運用益	7,800	7,800	7,800	7,800
	補正額(10月)	(前期繰越) 6,037 7,341			
	現計予算額	36,178			
	補正額(今回)	△7,341			
	計	28,837	29,886	29,886	8,628
事業費	海外教育旅行助成	5,000 (4,062)	5,000	5,000	5,000
	民間交流助成	30,828 (24,420)	24,786 (過去3年間平均)	24,786 (同左)	24,786 (同左)
	事務費	25周年功労者表彰含む 350 (350)	100	100	100
	計	36,178 (28,832)	29,886	29,886	29,886
					21,258 不足